

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成28年9月7日

京都市長 門川 大作

## 1 都市計画を定める土地の区域

指定する部分

京都市西京区御陵大枝山三丁目及び御陵峰ヶ堂町一丁目の各一部

廃止する部分

京都市西京区御陵大枝山町一丁目、御陵大枝山町二丁目、御陵大枝山町三丁目、御陵大枝山町四丁目、御陵峰ヶ堂町一丁目、御陵峰ヶ堂町三丁目、大枝北沓掛町一丁目、大枝北沓掛町四丁目、大枝北沓掛町五丁目及び大枝北沓掛町七丁目の各一部

京都市伏見区醍醐北端山の一部

## 2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

## 3 縦覧期間

平成28年9月7日から同月23日まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。）

## 4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

## 5 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに（必着。ただし、郵送による場合は、期間満了の日までの消印のあるものは有効）、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒604-8571 京

都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地, 京都市都市計画局都市企画部都市計画課), ファックス (075-222-3472) 若しくは電子メール (tokeika@city.kyoto.lg.jp) により提出してください。

6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)